

## 国立大学法人岡山大学職員の勤務時間等に関する規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大規程第13号

改正 平成17年 3月24日規程第 2号  
平成17年 5月12日規程第12号  
平成18年 3月 9日規程第32号  
平成19年 3月30日規程第40号  
平成19年 6月15日規程第65号  
平成19年 9月28日規程第68号  
平成20年 3月31日規程第44号  
平成21年 3月31日規程第43号  
平成21年10月 2日規程第52号  
平成22年 3月31日規程第42号  
平成23年 3月31日規程第 5号  
平成23年 4月28日規程第62号  
平成24年 3月30日規程第10号  
平成25年 3月29日規程第15号  
平成25年10月 8日規程第40号  
平成26年 3月31日規程第12号  
平成27年 5月29日規程第80号  
平成28年 3月31日規程第15号  
平成29年 3月31日規程第 5号  
平成30年 3月30日規程第24号  
平成30年 9月28日規程第53号  
平成31年 3月29日規程第70号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「就業規則」という。）第42条第8項、第43条第3項及び第45条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学の職員の休日並びに勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「部局」とは、法人監査室、本部の各部、各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館、各機構及びダイバーシティ推進本部の各室並びに教育研究プログラム戦略本部の戦略的プログラム支援ユニット及び異分野融合先端研究コアをいう。

### (職員の勤務時間等)

第3条 就業規則第42条第1項に定める休憩時間については、窓口業務、受付業務又は電話若しくは来客等の対応業務等に従事する職員のうち、当該部局の長が指定する職員にあっては、当該部局の長が定める時間とすることができる。

2 就業規則第42条第2項の規定による職員の休日及び勤務時間等は、次の各号に定めるところによる。

- 一 別表第1の職員の区分欄に掲げる職員の休日は、就業規則第42条の2に定める日とし、その勤務時間等は、同表に定めるところによる。なお、同表に複数の休憩時間の定めがある職員の休憩時間は、当該部局の長が指定するものとする。

二 別表第2の職員の区分欄に掲げる職員の休日は、割振り単位期間における就業規則第42条の2に定める休日と同日数とし、その勤務時間等は、同表に定める勤務区分及び休憩時間のうちから当該部局の長が指定するものとする。

三 前2号の規定によることが困難な職員については、法令等及び就業規則に定める範囲内において、当該部局の長が個別に休日及び勤務時間等の割振りを行うことができるものとする。

3 前項各号の規定による勤務時間の割振り単位の初日は、平成16年3月28日とする。  
(休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更)

第4条 就業規則第43条に規定する休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更については、当該部局の長が行うものとする。

2 前項の休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、当該部局の長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により当該職員に通知するものとする。

一 新たに勤務することを命ずることとなった日及びその日の勤務時間等

二 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容

三 休日の振替を行った場合は、休日に変更した日、4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合は、勤務時間を割り振ることを止めることとなった日並びにその日の勤務時間を割り振ることをやめた勤務時間等

(休日の振替を行う場合の勤務時間の割振り等)

第5条 前条の規定により休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日の勤務時間等の割振りについては、就業規則第42条第1項及びこの規程第3条第1項に定める勤務時間等又は別表第1若しくは別表第2に定められた当該職員の1日勤務日の勤務時間等とする。ただし、当該部局の長が業務上特に必要であると認める場合には、法令等及び就業規則に定める範囲内において、別に勤務時間等を割り振ることができる。

(代休日の指定)

第6条 就業規則第45条に規定する代休日の指定は、当該部局の長が行うものとする。

2 当該部局の長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(勤務時間管理)

第7条 勤務時間の適正な把握及び管理のため、勤務時間監督者及び勤務時間管理員を置く。

2 勤務時間監督者は、就業規則第42条第7項第1号に定める者（ダイバーシティ推進本部の各室にあっては各室長、教育研究プログラム戦略本部の戦略的プログラム支援ユニット及び異分野融合先端研究コアにあっては、それぞれユニット長又はコア長）とし、勤務時間管理員は、部局の長が指名するものとする。

3 勤務時間監督者は、所属職員の勤務時間を適正に把握し、就業規則、この規程及び時間外・休日勤務に関する労使協定に規定する勤務時間を超えて勤務させることのないよう努めなければならない。

4 勤務時間管理員は、所属職員の勤務時間、休暇等の状況を適正に管理するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月2日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成21年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条, 第5条関係)

職員の区分	勤務時間	休憩時間	
教育職員 (別表第2に掲げる職員及び教育学部附属幼稚園, 小学校, 中学校及び特別支援学校に勤務する教頭, 主幹教諭, 教諭及び栄養教諭を除く。)	8時30分 ～17時30分	1	12時～13時 15分
		2	12時～12時 50分, 13時50分～ 14時, 15時～ 15時10分及び 16時10分～ 16時15分
		3	12時～12時 10分, 13時10分～ 14時, 15時～15時 10分及び 16時10分～ 16時15分
教育学部附属幼稚園の教頭, 教諭及び養護教諭	8時30分～17時	月, 水曜日 12時30分 ～13時15分 火, 木, 金曜日 14時15分 ～15時	
教育学部附属小学校の教頭, 主幹教諭, 教諭及び養護教諭	8時25分～16時 55分	12時40分 ～13時25分	
教育学部附属中学校の教頭, 主幹教諭, 教諭及び養護教諭	8時25分 ～16時55分	12時40分 ～13時25分	
教育学部附属特別支援学校の教頭, 教諭及び養護教諭	8時30分～17時	月, 火, 水, 金曜日 12時35分 ～12時50分 及び15時30分 ～16時 木曜日 12時35分 ～12時50分 及び13時30分 ～14時	
教育学部附属小学校の栄養教諭及び給食業務従事者並びに教育学部附属特別支援学校の栄養教諭及び給食業務従事者	8時～16時45分	12時30分 ～13時30分	
社会文化科学研究科等事務部の職員のうち, 当該部局の長が別に指定する者	12時50分 ～21時35分	16時15分 ～17時15分	
東京オフィスに勤務する者	9時30分 ～18時15分	12時～13時	
岡山大学病院の看護部長, 副看護部長及び病院長が指定する看護業務に従事する職員 (以下「看護部長等」という。)	8時30分 ～17時15分	12時～13時	
岡山大学病院の看護業務に従事する職員 (看護部長	1   8時～16時45分	1	11時45分

等並びに入院棟，総合診療棟6階CLR，手術部及び集中治療部の看護業務に従事する職員を除く。）			～12時45分
			2 12時45分 ～13時45分
	2	9時～17時45分	12時45分 ～13時45分
	3	10時 ～18時45分	
	4	12時 ～20時45分	15時30分 ～16時30分
5	13時15分 ～22時	17時15分 ～18時15分	
岡山大学病院の職員のうち，病理部に勤務する者（教員を除く。）	1	8時30分 ～17時15分	12時15分 ～13時15分
	2	8時 ～16時45分	12時～13時
岡山大学病院の職員のうち，臨床栄養部に勤務する者（教員を除く。）	1	7時45分 ～16時30分	11時15分 ～12時15分
	2	8時30分 ～17時15分	12時～13時
	3	9時15分 ～18時	13時～14時
	4	10時15分 ～19時	13時45分 ～14時45分
岡山大学病院の職員のうち，歯科衛生士室に勤務する者	1	8時 ～16時45分	12時～13時
	2	10時15分 ～19時	
岡山大学病院の職員のうち，総合リハビリテーション部に勤務する者（教員を除く。）	1	8時20分 ～17時5分	12時～13時
	2	8時30分 ～17時15分	
岡山大学病院の職員のうち，医事課に勤務する者	1	8時20分 ～17時5分	12時～13時
	2	8時30分 ～17時15分	

別表第2 (第3条, 第5条関係)

職員の区分	割振り単 位期間	勤務 区分	勤務時間	休憩時間	
医歯薬学総合研究科及び 岡山大学病院の教員のう ち, 麻酔科蘇生科, 救急 科, 高度救命救急センタ ー, ICU, CICU, NICU及びPICU に勤務する者	4週間	1	8時～16時45分	1 11時30分～12時30分 2 12時30分～13時30分	
		2	8時30分 ～17時30分	12時～13時15分	
		3	15時15分 ～8時45分	1	18時～18時45分 23時45分～0時15分 5時～5時45分
				2	18時45分～19時30分 0時15分～0時45分 5時45分～6時30分
		4	12時～20時45分	17時～18時	
岡山大学病院の職員のうち, 入院棟, 総合診療棟 6階CLR, 手術部及び 集中治療部の看護業務に 従事する者	4週間	1	7時30分 ～16時15分	11時～12時	
		2	8時～16時45分	1 11時30分～12時30分 2 12時30分～13時30分	
				12時30分～13時30分	
		3	9時～17時45分	12時30分～13時30分	
		4	10時～18時45分	13時30分～14時30分	
		5	11時～19時45分	14時30分～15時30分	
		6	15時15分～24時	1 18時45分～19時45分 2 19時45分～20時45分	
				1 3時15分～4時 6時～6時15分 2 4時～4時45分 6時15分～6時30分	
		8	12時～20時45分	15時30分～16時30分	
		9	13時～21時45分	16時30分～17時30分	
		10	15時15分 ～8時45分	1 18時45分～19時45分 3時15分～4時 6時～6時15分 2 19時45分～20時45分 4時～4時45分 6時15分～6時30分	
				1 19時～19時45分 3時15分～4時 6時～6時30分 2 20時～20時45分 4時～4時45分 6時～6時30分	
		12	20時～9時	1 1時45分～2時30分 5時～5時30分 2 2時30分～3時15分 5時15分～5時45分	
				1 12時～12時45分 17時～17時30分 2 12時30分～13時15分 17時15分～17時45分	
		14	8時～12時		
		15	12時～16時		
		16	16時～20時		
岡山大学病院の職員のうち, 入院棟, 総合診療棟 6階CLR, 手術部及び 集中治療部の看護助手業 務に従事する者	4週間	1	7時30分 ～16時15分	11時～12時	
		2	8時～16時45分	1 11時30分～12時30分 2 12時30分～13時30分	
				12時30分～13時30分	
		4	10時～18時45分	13時30分～14時30分	
		5	11時～19時45分	14時30分～15時30分	
岡山大学病院の職員のうち, 薬剤部に勤務する者	4週間	1	8時15分～17時	1 11時30分～12時30分 2 12時30分～13時30分	

(教員を除く。)		2	1 3時15分～2 2時	1 7時～1 8時
		3	1 7時～2 4時 6時30分～8時15分	2 1時～2 2時
		4	7時30分 ～1 6時15分	1 1時～1 2時
		4 週間	1	8時30分 ～1 7時15分
岡山大学病院の職員のうち、検査部及び輸血部に勤務する者（教員を除く。）		2	1 7時15分～2 2時 5時30分～9時30分	2 0時～2 1時
		3	7時30分 ～1 6時15分	1 1時～1 2時
		4	1 0時～1 8時45分	1 3時～1 4時
		4 週間	1	8時30分 ～1 7時15分
岡山大学病院の職員のうち、放射線部に勤務する者（教員を除く。）		2	1 1時15分～2 0時	1 5時～1 6時
		3	1 2時～2 0時45分	1 6時～1 7時
		4	1 3時15分～2 2時	1 7時～1 8時
		5	1 7時～1 0時30分	2 3時～2 4時 4時～5時
		4 週間	1	7時～1 5時45分
岡山大学病院の職員のうち、臨床工学部に勤務する者（教員を除く。）		2	8時～1 6時45分	1 2時～1 3時
		3	8時30分 ～1 7時15分	1 2時15分 ～1 3時15分
		4	7時30分 ～1 6時15分	1 1時～1 2時
		5	1 2時～2 0時45分	1 6時～1 7時
		6	1 5時15分～2 4時	1 8時45分～1 9時45分